

多様な人材の県内就労及び再就職支援事業

業務委託仕様書

1. 業務目的

多様な人材が適性、ライフステージ等に応じて希望する形態で県内就労できるよう支援し、また一旦離職しても再就職できるよう支援する。県内企業及び多様な人材の求職者を対象に座談会を行い、求職者の視野を広げるとともに、企業・求職者の採用・就職に対する意識醸成を図る。また、多様な人材の求職者を対象にセミナーを行い、同世代の社会人基礎力向上を図る。さらに、多様な人材の求職者を対象とした合同企業説明会を開催することで、県内企業と求職者のマッチングに繋げる。

2. 業務概要

(1) 事業概要

①座談会（対面形式）

求職者の視野を広げるとともに、県内企業担当者と求職者がざっくばらんに語り合い、企業・求職者の採用・就職に対する意識醸成を図る座談会を開催する。

②求職者向けセミナー（対面形式）

就職活動で必要な知識・社会人基礎力の習得、仕事選びにおける意識変化等を目的としたセミナーを開催する。

③合同企業説明会（対面形式）

県内企業と求職者のマッチングを図るため、求職者及び保護者を対象とした合同企業説明会を開催する。

④特設サイトの作成・運用

事業の案内・周知、参加者・参加企業を募集するための特設サイトを開設する。

(2) 委託期間

契約を締結した日から令和6年12月27日まで

(3) 対象者

- ・県内に事業所等を有し、就職氷河期世代、離職者、既卒者、高齢者等の求職者の採用を検討する企業・団体
- ・県内就労を希望する就職氷河期世代、離職者、既卒者、高齢者等の求職者及びその保護者

(4) 事業目標

①座談会

- ・企業数：10社
- ・求職者数：30名

③合同企業説明会

- ・企業数：30社
- ・求職者数：100名

※求職者の目標人数のうち、半数以上は就職氷河期世代とすること。

※受託者は、事業目標の達成に努めるものとする。

3. 委託内容

(1) 座談会（対面形式）

①開催日程

- ・7月～8月を目処に、2時間程度の座談会を1回以上開催すること。
※詳細な日程については、委託契約締結後、県と協議の上決定する。

②内容

- ・座談会の内容は、求職者の視野を広げるとともに、同じ悩みを持ち就職に向けてお互いに高め合える仲間との出会いの場の提供を目的とした内容とすること。また、同じ境遇を持ちながら前向きに就職した先輩社員や、採用を検討する県内企業の人事担当者を交えて、意見交換の場を提供すること。
- ・参加者に対し、座談会の感想及び意見、就職へのモチベーション等を聞くアンケートを実施し、集計結果を報告すること。
- ・会場の手配、参加者・企業の募集、参加者・企業との連絡調整、資料の作成、当日の運営・サポート等、座談会の開催・運営に必要な一切の事務を行うこと。
- ・当日の資料の内容については、事前に県の承認を得ること。その際、県から変更等の意思表示があった場合は、追加・修正等を行うこと。

③コーディネーター

座談会での意見交換会を活発にするため、必要な知見・能力・経験を有する者を確保すること。

④広報

- ・効果的な広報を行い、事業目標の達成に努めること。目標の達成が困難と認められる場合は、達成に向けた積極的な提案を行うこと。
- ・参加企業募集のチラシ・ウェブ及び新聞広告等の広報物の作成、配布及び掲示にあたっては、事前に県と協議すること。

⑤開催場所

- ・交通アクセスの利便性、駐車場、想定される参加者数等を考慮し、受託者において適切な県内の会場を選定及び確保すること。

(2) 求職者向けセミナー（対面形式）

①開催日程

- ・合同企業説明会の同日に、1時間程度の求職者向けセミナーを開催すること。
※詳細な日程については、委託契約締結後、県と協議の上決定する。

②内容

- ・セミナーの内容は、求職者が希望する形態で就職に繋がるよう、面接や応募書類の作成にあたっての留意点をはじめ、多様な働き方等の就職活動に必要な情報を含むこと。また、求職者の属性ごとの特性に応じたセミナーを実施すること。

例) ビジネスマナー、自己理解、将来設計、成功事例、正社員で働くことの重要性、柔軟な働き方、転職のメリット、健康面に配慮した働き方、就職活動の仕方

- ・参加者に対し、セミナーの感想及び意見、企業選びで重視する点等を聞くアンケートを実施し、集計結果を報告すること。
- ・参加者の募集、参加者との連絡調整、資料の作成、当日の運営・サポート、セミナーの開催・運営に必要な一切の事務を行うこと。
- ・当日の資料の内容については、事前に県の承認を得ること。その際、県から変更等の意思表示があった場合は、追加・修正等を行うこと。

③講師

- ・必要な知見・能力・経験を有する者を確保すること。

④広報

- ・効果的な広報を行い、集客に努めること。
- ・参加者募集のチラシ・ウェブ及び新聞広告等の広報物の作成、配布及び掲示にあたっては、

事前に県と協議すること。

⑤開催場所

- ・交通アクセスの利便性、駐車場、想定される参加者数等を考慮し、受託者において適切な県内の会場を選定及び確保すること。

(3) 合同企業説明会（対面形式）

①開催日程

- ・8月～10月中旬を目処に、4時間程度の合同企業説明会を1回以上開催すること。
※詳細な日程については、委託契約締結後、県と協議の上決定する。
※就職活動において、企業・求職者にとって効果的な時期とすること。

②内容

- ・県内企業と就職氷河期世代、離職者、既卒者、高齢者等の求職者のマッチングを図るため、対面での合同企業説明会を実施すること。
- ・参加者、参加企業に対し、感想・意見を記入してもらうアンケートを実施し、集計結果を県へ報告すること。
- ・参加者・参加企業の募集、連絡調整、資料の作成、当日の運営・サポート等、合同企業説明会の開催・運営に必要な一切の事務を行うこと。
- ・当日の資料の内容については、事前に県の承認を得ること。その際、県から変更等の意思表示があった場合は、追加・修正等を行うこと。
- ・採用状況の後追い調査を実施し、集計結果を県へ報告すること。

③広報

- ・効果的な広報を行い、事業目標の達成に努めること。目標の達成が困難と認められる場合は、達成に向けた積極的な提案を行うこと。
- ・参加者募集のチラシ・ウェブ及び新聞広告等の広報物の作成、配布及び掲示にあたっては、事前に県と協議すること。

④開催場所

- ・交通アクセスの利便性、駐車場、想定される参加者数等を考慮し、受託者において適切な県内の会場を選定及び確保すること。

(4) 特設サイトの作成・運用

事業の案内・周知、参加者・参加企業を募集するための特設サイトを開設すること。

特設サイトは、見やすさ、検索されやすさ、情報の速さを重視して作成・運営すること。

特設サイトには事業概要を掲載し、広報・周知を図るとともに、企業向け・求職者向けの申込ページを作成すること。

(5) 打合せ協議

- ・本業務を遂行するにあたり、受託者は業務内容及び業務実施スケジュールについて速やかに県と打合せを実施すること。
- ・県と受託者は、業務実施スケジュールに応じて、随時（1ヶ月に1～2回程度）打合せを実施するものとし、県が打合せを指示した場合は、受託者は随時速やかに応じること。
- ・受託者は、各回の打合せごとに議事録を作成し、県の確認を受けること。

(6) その他

- ・事業の実施にあたり、「就職氷河期世代活躍支援奈良プラットフォーム（以下「PF」という。）」の構成員に広報協力を依頼し、対象者の掘り起こしや企業への働きかけ等を実施すること。

※PF 構成員への依頼については、県も協力を行う。

※参考：就職氷河期世代活躍支援奈良プラットフォーム構成員

- (経済団体) 一般社団法人奈良経済産業協会、奈良県中小企業団体中央会
奈良県商工会議所連合会、奈良県商工会連合会
 - (労働団体) 日本労働組合総連合会奈良県連合会
 - (支援機関) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構奈良支部
社会福祉法人奈良県社会福祉協議会、若者サポートステーションやまと
奈良若者サポートステーション、奈良若者自立支援親の会
 - (行政機関) 奈良労働局、奈良県
- ・奈良県が実施する「若年就職困難者職場実習等サポート事業」と「地域若者サポートステーション強化事業」の受託者とも連携し、事業の効果的な執行に努めること。

4. 成果物の納品

成果物	納期
座談会実施概要 (アンケート結果)	セミナー終了後14日以内
求職者向けセミナー実施概要 (アンケート結果)	セミナー終了後14日以内
合同企業説明会実施概要 (アンケート結果)	説明会終了後14日以内
特設サイトデータ一式 (画像データ、テキストデータ等)	令和6年12月27日まで
打ち合わせ記録	各打ち合わせ後7日以内

5. 成果物の取扱

この業務による成果物に係る著作権等の権利はすべて奈良県に帰属するものとする。

6. 秘密の厳守

受託者は成果物の保管に留意するものとし、成果物を県の許可なく他に公表してはいけない。また、この事業により知り得た情報はこの事業の目的外に使用できないものとし、他に漏らしてはならない。これは契約期間終了後も同様とする。

7. 会計帳簿

この事業に係る経理処理については、他の経理と明確に区分した会計帳簿を備えるとともに収支を記載し、経費の使途を明らかにすること。会計帳簿のほかこの事業による成果物は事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

8. 個人情報保護

この事業の実施に際して入手した個人情報の取扱については、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

9. 公契約条例

別紙「公契約条例に関する遵守事項」に記載する遵守事項を理解した上で受注すること。

10. その他

- ・受託者は、この仕様書に定めのないものについても、この事業の遂行のために必要と思われるものは、県と協議して実施することができるものとする。

- 委託内容は、採択された企画提案の内容を基本とするが、県の指示により変更、修正を求められる場合がある。
- 本仕様書に記載のない事項又は不測の事態の対応等については、県及び受託者、両者協議の上決定する。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

注1 「甲」は「奈良県」を、「乙」は「受託者」をいう。

<別 紙>

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。

イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。

オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又はこの業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。